

カード等による医療費支払い及び  
時間外診療における医療費等預り金の取扱い開始について

1. カード等による医療費支払いの取扱い開始

現金による医療費支払いに加え、カード等による支払いが始まりますのでご利用下さい。

(1) 開始時期

令和2年4月1日(水)～ ※PayPayは令和2年10月16日より

(2) 取扱カード等

種類	取扱カード
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、Discover
J-Debit (口座より即時引き落とし)	広島銀行、広島信用金庫、もみじ銀行等のキャッシュカード*
電子マネー (チャージして使用)	楽天Edy、WAON、nanaco、QuickPay 交通系電子マネー(ICOCA等)
スマートフォン (チャージして使用)	PayPay※

2. 時間外診療における医療費等預り金の取扱い開始

通常診療時間外で医療費の計算が行えない以下の時間帯に救急外来を受診された場合、診療費の全て又は一部をお預かりし、後日精算させていただきます。

翌診療日以降に、過不足金のご精算にお越しいただくこととなりますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 開始時期

令和2年4月1日(水)～

(2) 対象となる時間帯

○平日 17:30～翌8:30

○土曜、日曜、祝日 23:00～翌8:30

(3) 預り金額

一律5,000円

(4) その他

診療日から7日以内に、窓口での精算をお願いします。

(7日を経過した場合、預り金の全て又は一部を医療費に充当させていただきます。)